

今期（第 1 2 期）の国際小委員会の進め方について(案)

1 背景

前期（平成 2 3 年度）の国際小委員会においては、次に掲げる 3 つの課題について、検討を行った。

- (1) インターネットによる国境を越えた海賊行為に対する対応の在り方
- (2) 著作権保護に向けた国際的な対応の在り方
- (3) 知財と開発問題、フォークロア問題への対応の在り方

そして、「平成 2 3 年度 国際小委員会の審議の経過について」（別添 1）において、(1) については、今後も海賊行為に係る状況の把握に努めるとともに、ヒアリングでの指摘を踏まえつつ、侵害発生国の関係機関等との連携強化をはかるとともに、違法コンテンツの流通防止に向けた意識啓発の促進に向けた対応について検討していくことが必要であるとされている。

また、著作権をめぐる W I P O における議論（(2) 及び (3)）については、放送条約に関する議論、視覚障害者等の権利制限と例外に関する議論などにおいても、それぞれに一定の進展が見られ、フォークロア（伝統的文化表現）についても、W I P O における議論が進展しつつあり、これらを含め、引き続き我が国の対応の在り方を検討していくことが必要であるとされている。

近年、マルチのフレームワークのみならず、F T A ・ E P A¹の枠組みにおいても知的財産保護を推進しようという取り組み²や、著作権法制度を巡る様々な動きが諸外国において見られるところ、それらの動向に目を配りつつ、米国、E U、韓国等の主要諸外国の著作権法や制度が抱える課題や、我が国の著作権法との比較との観点から論点の抽出を行い、それらの課題や論点について、我が国にとってのメリットや問題点を整理・検討しておくことは重要であると考えられる。

¹平成 1 8 年の文化審議会著作権分科会報告書（第 3 章第 3 節）において、アジア諸国等との連携及び海賊版対策の観点から E P A 及び F T A について検討を行っており、「今後 E P A や F T A 策定や協議の場において、① W C T 及び W P P T 等の著作権関連条約の早期批准、② W C T や W P P T 上の要請に基づき利用可能化権、技術的保護手段、権利管理情報等の規定を整備すること、③ 著作権管理団体への支援、④ 適切な権利執行の確保などを引き続き要請していく必要がある。」とされている。

2 検討の進め方

第12期の国際小委員会においては、以上の背景を踏まえ、以下の4つの観点について、検討を進めることとする。

- (1) インターネットによる国境をこえた海賊行為に対する対応の在り方
- (2) 著作権保護に向けた国際的な対応の在り方
- (3) 知財と開発問題、フォークロア問題への対応の在り方
- (4) 主要諸外国の著作権法及び制度に対する、課題や論点の整理

「(1) インターネットによる国境をこえた海賊行為に対する対応の在り方」については、引き続き、海外における侵害実態及び侵害発生国における権利執行に係る法的枠組み等を把握し、既存の海賊版対策事業も含め侵害発生国の関係機関との連携強化のために必要な施策の検討を行う。違法コンテンツの流通防止に向けた普及啓発に関しては、我が国の権利者団体の動向を踏まえて海外における効果的な普及啓発を促進するための方策について検討を行う。

また、「(2) 著作権保護に向けた国際的な対応の在り方」及び「(3) 知財と開発問題、フォークロア問題への対応の在り方」については、引き続き、W I P Oの著作権等常設委員会（S C C R）の放送条約に関する議論、視覚障害者等の権利制限と例外に関する議論や、遺伝資源、伝統的知識及びフォークロアに関する政府間委員会（I G C）における伝統的文化表現（フォークロア）に関する議論等の動向を踏まえて、我が国の対応の在り方について、検討を進めていくこととする。

さらに、「(4) 主要諸外国の著作権法及び制度に対する、課題や論点の整理」については、米国著作権法等の主要諸外国の著作権法や、韓米F T A及び韓E U F T A等の諸外国間において締結されたF T AやE P Aの研究・分析を通して検討を行う。その上で、我が国からみた諸外国の著作権法制度が抱える課題を挙げるとともに、諸外国の著作権法制度のうち、我が国の著作権法と比較して異なる法制度の中から論点となり得る項目を抽出した上で検討を行い、そのメリットや問題点について、整理を行うこととする。

3 スケジュール（予定）

第1回（5月）

- 議題
1. 今期の国際小委員会の進め方
 2. 諸外国著作権法、諸外国間のFTAについて
 3. 海外における著作権普及啓発の推進方策の検討
 4. その他

第2回（8月末頃～9月）

- 議題
1. 報告事項
W I P O / A V 条約外交会議、W I P O / S C C R、W I P O / I G C、
A P E C などの報告
 2. 主要諸外国の法制度の課題・論点の整理
 3. その他

第3回（11月頃）

- 議題
1. 報告事項
W I P O / 総会などの報告
 2. その他

第4回（12月末～1月）

- 議題
1. 報告書案のまとめ
 2. 報告事項
W I P O / S C C R などの報告

平成23年度 国際小委員会の審議の経過について

1. はじめに

今期（平成 23 年度）の文化審議会著作権分科会の第 1 回国際小委員会において、今期の本委員会では前期の審議に基づき、以下の課題について検討を行うこととされた。

- ① インターネットによる国境を越えた海賊行為に対する対応の在り方
- ② 著作権保護に向けた国際的な対応の在り方
- ③ 知財と開発問題、フォークロア問題への対応の在り方

このうち、①については、前期に引き続き、海外における海賊行為の実態や被害状況及び各国や関係団体における海賊行為への取組等を把握しつつ、今後の対応の在り方について検討を行い、②、③に関わる事項について、WIPOの著作権等常設委員会（SCCR）及び遺伝資源、伝統的知識及びフォークロアに関する政府間委員会（IGC）における議論の動向を踏まえ、審議を行った。

2. 審議の状況

（1）インターネットによる国境を越えた海賊行為に対する対応の在り方

今期の小委員会においては、各国における海賊行為への取組等を把握するため、事務局より、「国境を越えた著作権保護のための連携」をテーマに開催された「第 2 回アジア著作権会議」における議論のまとめが報告（第 1 回国際小委員会）され、また、中国、台湾との政府間協議において聴取されたインターネット上の侵害に対する両政府の取組が紹介（第 2 回国際小委員会）された。

また、前期の小委員会において、海外におけるインターネット上の侵害対応は権利者単独では費用負担や体制の面で限界があることから、団体として連携するための体制強化が必要であるとの指摘がなされたことを踏まえ、今期では、海外における著作権侵害への効果的な対応を行っている一般社団法人日本レコード協会及び一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構からのヒアリングを行い、団体としての侵害対応の今後の在り方、

それに対する政府による支援方策等についての検討を行った。

ヒアリングでは、インターネット上の違法コンテンツ等の侵害実態及び権利執行に係る対応等の現状が紹介されるとともに、権利侵害への効果的な取組として、インターネット上の違法コンテンツを監視し削除要請を行うシステムの活用、侵害発生国の関係機関等との連携強化や違法コンテンツの流通防止に向けた意識啓発の促進に関する事例が紹介され、これらの取組をさらに進めていくことが必要であるとされた。

(2) 著作権保護に向けた国際的な対応の在り方

現在、視聴覚実演の保護や放送機関の保護に向けた条約に関する議論及び権利の制限と例外に関する議論がW I P Oで進められている。前期に引き続き今期においても、第1回及び第2回の国際小委員会において、W I P Oの著作権等常設委員会（S C C R）における議論の進捗状況が報告された。

特に視聴覚実演の保護については、昨年開催されたW I P Oの第49回総会において、条約採択のための外交会議を本年6月に開催することを合意するという具体的な進展があった。

また、放送機関の保護についても、非公式会合において、議長の提出したペーパーに基づき議論を行い、第23回S C C Rでは、南アフリカ及びメキシコより新提案文書も提出され、議論に加速が見られており、今後も引き続いて、伝統的放送機関の保護の在り方について議論を行っていくこととされているところである。

権利の制限と例外については、これまでに引き続き、視覚障害者等に関する国際文書の提案についての議論のほか、図書館・アーカイブに関する権利の制限と例外等についても議論が始められているところである。権利の制限と例外については、我が国としては、引き続き、スリーステップテストの考え方を踏まえ、適切な議論を行うことが必要であり、何らかの国際文書を作成する場合には、各加盟国がそれぞれの国内事情を踏まえ、柔軟な対応が可能となるようにすべきである。

本小委員会では、以上のような議論を踏まえた我が国の対応につき、検討を行った。

(3) 知財と開発問題、フォークロア問題への対応の在り方

先進国・途上国間で意見に隔たりが見られる状況下において、相互に合意可能な方策又は相互理解を深める方策について、W I P Oの遺伝資源・伝統的知識及びフォークロアに関する政府間委員会（I G C）で議論がなされているところ。2011年の会合結果につき、第1回及び第2回の国際小委員会において報告がなされた。フォークロア

（TCEs:伝統的文化表現）については、I G Cでのテキストベースでの議論が具体的に進みつつある。

3. おわりに

今期の国際小委員会では、(1)については、関係国際会議等の報告及び、国内関係団体からの侵害対策等に関するヒアリングを行い、(2)、(3)については、WIPOにおける国際的な議論の動向の報告を行い、それらについて議論を行った。

(1)については、今後も海賊行為に係る状況の把握に努めるとともに、ヒアリングでの指摘を踏まえつつ、政府間協議の充実をはかるとともに、違法コンテンツの流通防止に向けた意識啓発の促進に向けた対応について検討していくことが必要である。

また、著作権をめぐるWIPOにおける議論については、放送条約に関する議論、視覚障害者等の権利制限と例外に関する議論などにおいても、それぞれに一定の進展が見られ、フォークロア（伝統的文化表現）についても、WIPOにおける議論が進展しつつあり、これらを含め、引き続き我が国の対応の在り方を検討していくことが必要である。特に視聴覚実演の保護に関する条約については、外交会議開催の決定を受け、条約の早期実現が望まれる。

4. 開催状況

第1回 平成23年7月8日

- (1) 主査の選任等について
- (2) 今期の国際小委員会の進め方について
- (3) WIPO等における最近の動向について
- (4) アジア著作権会議等の報告
- (5) その他

第2回 平成24年1月20日

- (1) WIPO等における最近の動向について
- (2) 関係団体からのヒアリング
- (3) その他

5. 委員名簿

	石井 亮平	日本放送協会ライツ・アーカイブスセンター主幹
	上野 達弘	立教大学法学部教授
	小原 正幸	一般社団法人日本音楽著作権協会常任理事
	久保田 裕	社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会専務理事，事務局長
	後藤 健郎	社団法人日本映像ソフト協会専務理事，事務局長 (社団法人コンテンツ海外流通促進機構専務理事)
	笹尾 光	社団法人日本民間放送連盟知的所有権対策委員会 I P R 専門部会法制部会主査
	鈴木 將文	名古屋大学大学院法学研究科教授
主査代理	大楽 光江	北陸大学未来創造学部教授
主査	道垣内 正人	早稲田大学大学院法務研究科教授，弁護士
	中村 伊知哉	慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究科教授
	野口 祐子	弁護士
	畑 陽一郎	社団法人日本レコード協会理事
	前田 哲男	弁護士
	増山 周	社団法人日本芸能実演家団体協議会 実演家著作隣接権センター事務局長
	山本 隆司	弁護士

(以上15名)